

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
会 長 馬 場 研 治

令和7年度優秀社員表彰申請について

会員企業の資質向上等を目的として実施しております「優秀社員表彰」につきまして、下記のとおりご案内いたしますので、貴社に在籍する社員の方について、当協会の優秀社員表彰規程第2条第1号（営業部門）及び同第2号（営業以外の部門）の基準に該当し、表彰申請の希望があるときは、優秀社員表彰申請書ほか必要書類を協会事務局宛にご送付ください。

おって表彰式は6月3日開催の定時総会の当日に行う予定です。

記

1. 提出書類（各1部）

- (1) 優秀社員表彰申請書
- (2) 審査表
- (3) 会社組織図

2. 提出期限 令和7年4月18日（金）

3. 提出先 事務局（E-mail：n_kanesaka@zenjukyo.jp）

4. 費用 表彰者1名につき 10,000円

5. 問合せ先 一般社団法人全国住宅産業協会 事務局（担当：金坂）

TEL 03-3511-0611

以 上

申請書及び審査表の様式並びに優秀社員表彰規程は、協会ホームページ（会員専用）からダウンロードしてください。
IDとパスワードは共に「0335110611」です。

優秀社員表彰申請書

令和 年 月 日

一般社団法人 全国住宅産業協会
会長 馬場 研治 殿

(申請者)

会社名 _____

代表者名 _____ 印

連絡担当者名 _____

TEL _____ - _____

FAX _____ - _____

次のとおり、優秀社員表彰の申請をいたします。

1. 申請社員 _____ 名 (第1号該当 _____ 名、第2号該当 _____ 名)

第 号該当	第 号該当	第 号該当	第 号該当	第 号該当
第 号該当	第 号該当	第 号該当	第 号該当	第 号該当

2. 在籍社員総数 _____ 名 (令和 年 月 日現在)

3. 添付書類 (1) 審査表、(2) 会社組織図 (担当者氏名を記載)

《留意事項》

- (1) 申請書の表書きには10欄設けてありますが、第1号（営業部門）、第2号（営業以外の部門）の別に対象社員を記入すること。
- (2) 対象社員が第1号、第2号のいずれに該当するのかを明確に記入すること。
- (3) 表彰状の文言が第1号と第2号では内容が異なるので、区分を明確にしておくこと。
- (4) 対象社員の氏名の字体（旧字、略字等）に正確を期すること。

(例) 渡辺 → 渡邊 学 → 學 国 → 國
- (5) 審査表の社員名には、必ずフリガナを付けること。
- (6) 社員の位置付けを確認するための会社組織図を必ず添付すること。

審 査 表

会社名 _____

令和 年 月 日

第1号・第2号の別	(フリガナ) 社 員 名	生 年 月 日 年 齢 (才)	所属部課名 及 び 役 職 名	入 年 月 日 社 日	推 薦 理 由 (優秀社員として推薦した主な理由を簡単に記入すること。)
第1号・第2号		年 月 日 年 齢 (才)		年 月 日	
第1号・第2号		年 月 日 年 齢 (才)		年 月 日	
第1号・第2号		年 月 日 年 齢 (才)		年 月 日	
第1号・第2号		年 月 日 年 齢 (才)		年 月 日	
第1号・第2号		年 月 日 年 齢 (才)		年 月 日	
第1号・第2号		年 月 日 年 齢 (才)		年 月 日	
第1号・第2号		年 月 日 年 齢 (才)		年 月 日	
第1号・第2号		年 月 日 年 齢 (才)		年 月 日	
第1号・第2号		年 月 日 年 齢 (才)		年 月 日	
第1号・第2号		年 月 日 年 齢 (才)		年 月 日	

優秀社員表彰規程

(目的)

第1条 一般社団法人全国住宅産業協会は、住宅産業の振興と発展に寄与したと認められる優秀な社員の功績を顕彰し、もって会員企業の資質向上を図ることを目的としてこの規程を定める。

(基準)

第2条 優秀社員表彰は、次の基準に該当するものとする。

- (1) 在籍3年以上の社員で、営業活動において信義、誠実かつ適正に行い、年間における営業成績が、会社の業績向上に多大の貢献をし、他の社員と比較して顕著と認められるもの。
- (2) 在籍5年以上の社員（(1)以外の社員）で、職務の遂行において意欲旺盛、かつ、創造力が卓越し、会社の業績向上に多大の貢献をし、その業績が他の社員と比較して顕著と認められるもの。

(申請)

第3条 会員は表彰を希望するときは、毎年3月31日現在在籍する社員総数の10%に相当する数値（小数点第1位切上げ）以内の社員を別に定める表彰申請書により申請するものとする。

(理事会の承認)

第4条 表彰者の選定は、候補者について、その適否を理事会で審査し選定するものとする。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、理事会の承認を得た後の直近の定時総会において、表彰状及び記念品をもって行うものとする。

(費用の負担)

第6条 表彰者を有する会員は、その費用の一部として、表彰者1名につき1万円を負担するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から実施する。